

会員各位

平成 26 年

## 環境保全優良自動車関連事業場等 近畿運輸局長・滋賀運輸支局長表彰の申請受付

—環境に優しいオアシス工場を目指して—

「滋賀の環境を守る自動車事業推進協議会」

事業活動に伴って発生する産業廃棄物の適正処理や使用済み自動車の適正処理、フロン  
の適正な回収並びにリサイクル部品等の活用促進を図ると共に、省資源・省エネルギーを  
推進し、総合的な環境保全対策と、再資源循環型社会に向けた取り組みを目的に、滋賀県  
内における自動車販売・整備および自動車関連事業 8 団体による「滋賀の環境を守る自動  
車事業推進協議会」を平成 14 年 6 月に設立し、平成 15 年 8 月に「環境保全優良自動車  
関連事業場等表彰」が創設され、今年で 12 回目の表彰となります。

環境対策に積極的に取り組んでおられる会員事業場におかれましては、下記の要領並び  
に審査基準にて、表彰申請の受付を行いますのでよろしく願いいたします。

なお、自己診断票・申請書等は当会ホームページに掲載しております。又、整備振興会  
へご相談下さいますようお願いいたします。

記

### 1. 申請受付期間

平成 26 年 7 月 1 日(火)～平成 26 年 8 月 29 日(金)まで

### 2. 申込方法

申請される事業者は、事前に当会ホームページに掲載しております「自己診断票」  
により最低 1～2 回のチェックを実施後、該当欄すべてに【○】が付くよう改善して  
いただき、表彰申請書に添付書類(産業廃棄物収集運搬業者・中間処理業者との委託契  
約書写し等)を添えて振興会事務局へお申込ください。

なお、「協議会」にて、上申された申請書類を審査後、滋賀運輸支局へ進達いたし  
ます。

### 3. 表彰推薦基準抜粋

(1)環境対策への取り組みが積極的であり、環境対策について他の事業者の模範となっ  
ていると認められる者。

(2)過去 3 年以内に、事業に関する関係法令(道路運送車両法等)に違反がないこと。

(3)フロン回収機を保有または借用契約を締結し、自動車リサイクル法に基づくフロン  
類回収業者として滋賀県および自動車リサイクルセンターに登録を行っていること。

### 4. お問い合わせ先

一般社団法人 滋賀県自動車整備振興会 教育課(小西)

(TEL) 077-585-2221

### < 表彰申請の手順 >

表彰申請をご検討の事業者は、(様式1-1)  
「自己診断票」に基づき、最低1~2回チェックを  
実施し、該当項目全てに○印が付くよう改  
善をお願いします (6/1~8/29)

「自己診断票」に全てチェック  
が付いた際に、①(様式4  
又は様式5)申請書と②申  
請書添付書類を提出 (8/29  
までに)

書類審査及  
び、現地調  
査後に推薦  
(9/1~9/30)

環境保全優良自動車関連事業場適正処理状況『自己診断票』

事業場(工場)名	業種	(自営業は認証番号欄)	チェック欄は点検月日と下記の記号を記入して下さい	
点検者	役職又は職名	氏名	全て処理、又は実施・届出している	○
			処理、実施は不十分	△
			処理、実施はしていない	×
			該当なし	簡単に理由を記入

区分	基準項目	実施内容(チェックポイント)	チェック欄			
			月・日 /	月・日 /	月・日 /	月・日 /
産業廃棄物の処理	① 許可収集運搬業者、中間処理業者との契約をしていますか。	1. 廃棄物処理法に基づき、廃棄物の種類に合致した許可収集運搬業者・中間処理業者と個別に、処理の委託契約を行っている。 2. 行政の許可証の内容(廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間等)を把握している。				
	② 廃棄物の種類ごとに manifests を交付していますか。(紙・電子)	1. manifests は、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴であり、B1以下の票を廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業者(収集運搬業者)に交付している。 2. manifests は、廃棄物の種類(金属類・廃プラスチック類・廃ガラス・廃油・LLC・汚泥等)ごと、又は、行き先(処分事業場)ごとに交付している。				
	③ manifests の交付台帳を作成して管理と保管をしていますか。また、管理票に関する報告を行っていますか。(電子は報告不要)	1. manifests の交付台帳を作成し、回付状況を適正に管理している。 2. 90日以内にD票、180日以内にE票が回付されない場合は、措置報告書を滋賀県に報告している。 3. 回付された manifests は5年間保管している。 4. manifests 管理票に関する報告を都道府県知事等に提出している。				
	④ 産業廃棄物を分別し保管をしていますか。	1. 廃棄物の種類ごと(金属類・廃プラスチック類・廃ガラス・廃油・LLC等)に分別して保管している。 2. 保管場所は、周囲に囲いが設けられている。 3. 保管場所は、コンクリート等により、地下浸透防止対策をしている。 4. 保管場所は、屋根、防水シート等を取り付け、雨水対策をしている。 5. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示し、かつ、保管責任者および産業廃棄物の種類を掲示している。				
	⑤ 廃タイヤ、廃バッテリーの適正処理をしていますか。	1. 廃タイヤの処理は、タイヤ販売店等で構成する、適正回収ルートで処理している。又は、manifests を使用して適正に処理している。(紙・電子) 2. 廃バッテリーの処理は、自動車電装品販売店等で構成する、適正回収ルートで処理している。又は manifests を使用して適正に処理している。(紙・電子)				
	⑥ 廃塗料の適正処理をしていますか。	1. 廃塗料を取扱う事業場は、廃塗料からシンナーを取り除く装置を保有している。又は、manifests を使用して適正に処理している。(紙・電子)				
	⑦ 塗料、シンナー等の取扱量を把握していますか。	1. PTR法に基づき、塗料、シンナー等の取扱量を把握している。(従業員数21名以上、年間取扱量1t以上の場合、取扱量の報告義務がある。)				
使用済自動車の処理	① 引取業者、フロン類回収業者の登録および「標識」の掲示をしていますか。	1. 自動車リサイクル法に基づき、県に引取業者の登録を行っている。 2. リサイクル促進センターに、引取業者の登録を行っている。 3. 自動車リサイクル法に基づき、県にフロン類回収業者の登録を行っている。 4. リサイクル促進センターに、フロン類回収業者の登録を行っている。 5. 引取業者、フロン類回収業者の「標識」又は登録通知書の掲示をしている。				
	② 電子 manifests を交付し、適正処理をしていますか。	1. 引取業者の移動報告(引取、引渡)は、自社で行っている。 2. フロン類回収業者の移動報告(〃)は、自社、又は他の業者に委託している。				
	③ フロン類回収・破壊の適正処理、および年次報告をしていますか。	1. フロン回収機を自社で保有している。又は借用契約を結んでいる。 2. フロンガスの回収作業は、自社で行っている。又は他の回収業者に委託している。 3. フロン類回収量の年次報告をしている。(回収量無しの場合でも報告の義務がある。)				
環境保全の向上	① 二酸化炭素の排出量を把握していますか。	1. 日連連の環境家計簿を活用している。又は、エコアクション21を取得している。				
	② 二酸化炭素の排出量の削減に繋がる取組みを行っていますか。	1. コンプレッサのエア漏れ、洗車時の節水、洗車機の灯油の削減、適切な室温の設定、照明電力の削減、省エネ機器の活用、不要電源のオフ実行、待機電力の削減を行っている。				
	③ エコ整備・点検整備について広報していますか。	1. ポスター・チラシで説明をしている。				
	④ 自動式車両洗浄施設(門型自動洗車機)の設置届出をしていますか。	1. 門型自動洗車機を設置の事業場は、県又は市に届出を行っている。 2. 公共下水道に排水する場合は、公共下水道管理者に届出している。				
	⑤ 騒音・振動についてコンプレッサー等の設置届をしていますか。	1. 騒音規制法、振動規制法、県、又は市の条例に従い届出している。なお、コンプレッサーの定格出力が7.5kw(10.19ps)以上のものに限定。				
	⑥ 塗装ブースの設置届出をしていますか。	1. ブース設置の事業場は、労働安全衛生法に従い有機溶剤設備設置の届出をしている。 2. 集塵装置等が設置されている。				
	⑦ 作業場や駐車場等にオイルやLLC等がこぼれていませんか。	1. 作業場や駐車場等に、土壌汚染の原因となるオイルやLLC等がこぼれていない。				
	⑧ ごみ箱や廃棄物置場は廃棄物が溢れていませんか。	1. ごみ箱や廃棄物置場は、水質汚濁や土壌汚染の原因となる廃棄物が溢れていない。 2. 廃棄物は定期的に処分し大量に保管していない。				
	⑨ 敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等が放置されていませんか。	1. 敷地内の廃棄物、廃車、廃タイヤ等は、所定の場所に分別保管している。				
	⑩ 敷地内(作業場、ショールーム、事務所)の整理整頓、雑草の除去を定期的に行っていますか。	1. 作業場の整理整頓を定期的に行い、環境美化に努めている。 2. ショールーム、事務所の整理整頓を定期的に行い環境美化に努めている。 3. 敷地内の雑草等の除去を定期的に行い、環境美化に努めている。				
	⑪ 浄化槽(油水分離槽を含む)の清掃を定期的に行っていますか。	1. 年に数回程度、浄化槽等の清掃を定期的に行ってオイル等の流失防止に努めている。 2. 浄化槽等からのオイルの流出がない。				
	⑫ 一般廃棄物を適正処理していますか。	1. 事業場から排出されるゴミ(一般ゴミ)を分別して排出している。				
	⑬ 廃棄物を焼却していませんか。	1. 「ダイオキシンの原因となる廃棄物」の焼却をしていない。				
	⑭ 苦情対策に努めていますか。	1. 悪臭、騒音、振動などの苦情が近隣から出ていない。				

リサイクル部品の活用	① お客様にリサイクル部品情報の提供を行っていますか。	1. 整備の依頼を受けたときに、リサイクル部品の使用が可能な旨の情報提供を行っている				
	② リサイクル部品取扱い工場の案内掲示を行っていますか。	1. フロント等にリサイクル部品取扱いが可能な旨の掲示を行っている。 2. リサイクル部品（現物、カタログ等）の例示を行っている。				
	③ リサイクル部品入手先の確保をしますか。	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。 2. リサイクル部品の入手先を掲示している。				
	④ リサイクル部品の保証期間の説明をしていますか。	1. リビルト部品には保証期間の説明を行っている。（請求書、パンフレット、掲示等） 2. リユース部品の場合は、部品の保証について何らかの説明をしている。				
	⑤ リサイクル部品の使用状況はどの程度ですか。	1. 取り扱った主な部品名、使用量を把握している。				
その他	① 事業に関する関係法令等を遵守していますか。	1. 過去1年以内に道路運送車両法等に違反していない。 （認証・指定事業場等の監査で、警告以上の処分を受けていない。） 2. 環境・公害問題などの苦情が近隣から出ていない。				

## 「環境保全優良自動車関連事業場等表彰式」までのスケジュール

滋賀の環境を守る自動車事業推進協議会

### <表彰式までの日程表>

業 務 処 理 内 容		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
構成団体	① 環境保全優良事業場表彰への取り組みとして、表彰の基準項目となる「自己診断票」活用の周知、PR			6.1 ~ 8.31 まで									
	② 会員(組員)に推薦候補事業場の募集案内、および届出(申請書類)の受付			7.1 ~ 8.29 まで									
	③ 会員から届出られた申請書類の審査 および現地調査、並びに協議会への推薦書類の作成と上申			申請受付日~9.30まで									
協 議 会	④ 構成団体から上申を受けた書類等の審査、並びに滋賀運輸支局長への推薦書類の作成と進達					上申日~10.3まで							
運 輸 支 局	⑤ 協議会から推薦された事業場の書類審査、および現地審査					10月上旬~11月中旬まで							
	⑥ 近畿運輸局へ、局長・支局長表彰対象事業場の承認願いの進達						11月中旬~11.28まで						
	⑦ 本年度の表彰式は、局長表彰・支局長表彰ともに2~3月に予定されています。												



# 環境保全優良自動車関連事業場申請書

申請年月日	平成	年	月	日
事業者の氏名又は名称				
住所				
電話				
業種		所属団体		

認証番号		指定番号		認定番号	
事業場の名称					
住所					
電話					
担当責任者	役職又は職名		氏名		

## 表彰基準達成状況表

◎下表の各基準項目に従い、実施状況調査項目欄に必要事項を記入、または該当するものに○をしてください。 \* (チェック欄は記入しないでください)

基準項目	実施状況調査項目	チェック欄				
産業廃棄物の処理	① 許可収集運搬業者、中間処理業者との契約をしていますか。 ★廃棄物処理法に基づき、廃棄物の種類に合致した許可収集運搬業者・中間処理業者との個別の契約状況は次の通り。	*				
	収集運搬業者名					
	廃棄物の種類					
	許可番号					
	契約の有効期限	年 月 日      年 月 日      年 月 日      年 月 日				
	中間処理業者名					
	廃棄物の種類					
	契約の有効期限	年 月 日      年 月 日      年 月 日      年 月 日				
産業廃棄物の処理	② 廃棄物の種類ごとにmanifestoを交付していますか。 (紙・電子) ★紙manifestoはA、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りであり、B1以下の票を廃棄物処理法に基づき、処理業者(収集運搬業者)に渡す義務あり。交付状況は次の通り。	*				
	金属類	廃プラ類	廃ガラス	廃油	廃アルカリ(LLC等)	汚泥
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
産業廃棄物の処理	③ manifestoの交付台帳を作成して、管理と保管をしていますか。また、管理票に関する報告を行っていますか。 ★manifesto交付台帳の作成、回付状況、回付されたmanifestoの保管状況は次の通り。	*				
	manifesto交付台帳の有無	有・無				
	回付状況の管理は	適正に行っている ・ していない				
	回付されないときの措置(府県市に報告)	報告している ・ していない				
	manifestoの保管は平成 年 月 から保管 (原則5年間保管)					
manifesto管理票に関する報告を都道府県知事に	提出している ・ していない					
産業廃棄物の処理	④ 産業廃棄物を分別保管していますか。 ★産業廃棄物の分別保管、および保管場所の要件として周囲の囲い、地下浸透防止対策、雨水対策の屋根等の設置、保管場所における種類(品目)ごとの定置場の明示等については次の通り。	*				
	廃棄物の分別保管は	している ・ していない(理由: )				
	保管場所周囲の囲いの有無	有 ・ 無(理由: )				
	地下浸透防止対策の有無	有(コンクリート・コンテナ・) ・ 無				
	雨水対策(屋根・防水シート等)の有無	有(屋根付・防水シート等・) ・ 無				
保管場所の明示(保管責任者名・産業廃棄物の種類の掲示を含む)の有無	有 ・ 無					
産業廃棄物の処理	⑤ 廃タイヤ、廃バッテリーの適正処理をしていますか。 ★タイヤ販売店等、自動車電装品販売店等の個々で構成する適正回収ルート、またはmanifestoを交付して廃棄物処理法に基づく適正処理状況は次の通り。	*				
	廃タイヤの処理は	適正回収ルートで処理 ・ manifestoで処理(紙・電子)				
	廃バッテリーの処理は	適正回収ルートで処理 ・ manifestoで処理(紙・電子)				
産業廃棄物の処理	⑥ 廃塗料の適正処理をしていますか。 ★廃塗料の取扱い状況、および扱う場合は廃塗料からシンナーを取り除く装置を使用する等、適正処理状況は次の通り。	*				
	廃塗料の取扱いの有無	有 ・ 無				
	有の場合: 廃塗料の処理は	自社保有の除去装置で処理 ・ manifestoで処理(紙・電子)				
産業廃棄物の処理	⑦ 塗料、シンナー等の取扱量を把握していますか。 ★PRT法に基づき、塗料、シンナー等の取扱量の把握状況は、次の通り。 (※従業員数21人以上で、年間の取扱量が1t以上の場合は、府等への届出の義務がある。)	*				
	把握している	把握していない				
使用済自動車の処理	① 引取業者、フロン類回収業者の登録および「標識」の掲示をしていますか。 ★自動車リサイクル法に基づき、府県市およびリサイクル促進センターに引取業者、フロン類回収業者の事業者登録、並びに登録事業者「標識」または登録通知書の掲示、その他使用済自動車の電子manifestoの交付やフロン類回収・破壊の適正処理の状況は、次の通り。	*				
	府・市への登録の有無	引取業者	有( 年 月 日付 号)・無	回収業者	有( 年 月 日付 号)・無	
	リサイクル促進センターへの登録の有無	引取業者	有 ・ 無	回収業者	有 ・ 無	
	「標識」又は登録通知書の掲示の有無	引取業者	有 ・ 無	回収業者	有 ・ 無	
使用済自動車の処理	② 電子manifestoを交付し、適正処理をしていますか。 ★引取業者の移動報告(引取・引渡)は	*				
	フロン類回収業者の移動報告( )は	自社で行っている (※他の業者に委託していないこと) ・ 他の業者に委託している				
使用済自動車の処理	③ フロン類回収・破壊の適正処理、および年次報告をしていますか。 ★フロン回収機の保有の有無	*				
	フロン類の回収処理作業は	自己保有 ・ 借用(借用契約等で自治体へ申請の場合) ・ 他の業者に委託している				
	回収量の年次報告の有無	有 ・ 無(年次報告については回収量無しでも報告が必要)				

基準項目		実施状況調査項目		チェック欄
環境	① 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出量を把握していますか。 ※ 環境家計簿システム以外の方法によりCO <sub>2</sub> 排出量を把握している場合は、そのシステムの内容の判る資料を添付。	★（社）日本自動車整備振興会連合会の環境家計簿等を活用し、CO <sub>2</sub> 排出量の把握状況は次の通り。		*
		環境家計簿システムに登録	している ・ していない（システムで把握している）	
		CO <sub>2</sub> 排出量を把握	年 月～ 年 月の1年間で kg-CO <sub>2</sub>	
	② CO <sub>2</sub> 排出量の削減に繋がる取組みを行っていますか。	★次の8項目の取組みを実施できる体制を整備している状況は次の通り。		*
		① エアコンプレッサーの圧縮エア漏れの防止体制（有・無）	② 洗車時の節水の実行体制（有・無）	
		③ 温水洗車機の灯油の使用量の削減体制（有・無）	④ 適切な室温の設定・管理体制（有・無）	
		⑤ 照明電力の削減の実行体制（有・無）	⑥ 省エネ機器の活用体制（有・無）	
		⑦ 不要な電源オフの実行体制（有・無）	⑧ 待機電力の削減体制（有・無）	
	③ エコ整備・点検整備について広報していますか	★CO <sub>2</sub> 削減に効果のある点検整備についての広報の状況は次の通り。		*
		ポスターの掲示 チラシの配布・備付 口頭による説明 その他（ ）		
	④ 自動式車両洗浄施設（門型自動洗車機）の設置届出をしていますか。 ※ スチーム洗浄機は除く。	★自動式車両洗浄施設（門型自動洗車機）の設置状況、および自治体への届出（届出不要の場合を除く）は次の通り。		*
		門型自動洗車機の設置の有無	有 ・ 無	
		自治体への設置届出について	府・市（平成 年 月 日付）	
公共下水道管理者への届出		市（平成 年 月 日付）		
⑤ 騒音・振動についてコンプレッサー等の設置届出をしていますか。	★騒音規制法、振動規制法により、定格出力が7.5 Kw以上のものを設置の場合は自治体への届出の義務があります。その状況は次の通り。（府県市の条例等において基準が異なる場合にはその基準による。）		*	
	コンプレッサーの届出の有無	有 ・ 無（コンプレッサーの能力 Kwを使用）		
⑥ 塗装ブースの設置の届出をしていますか。	★労働安全衛生法に従い塗装ブースを設置の場合は、労働基準監督署への有機溶剤設備設置の届出と共に集塵装置等の設置が義務付けられていますが、その状況は次の通り。		*	
	塗装ブースの設置の有無	有 ・ 無		
	有の場合	有機溶剤設備設置の届出は 労働基準監督署（平成 年 月 日付） 集塵装置等の有無 有 ・ 無		
⑦ 作業場や駐車場等にオイルやLLC等がこぼれていませんか。	★作業場や駐車場等に、土壤汚染の原因となるオイルやLLC等のこぼれの状況は次の通り。		*	
	オイルやLLC等のこぼれの有無（有 ・ 無）	作業場等の床面に油脂類等汚れの有無（有 ・ 無）		
⑧ ごみ箱や廃棄物置場は廃棄物が溢れていませんか。	★ごみ箱や廃棄物置場は、水質汚濁や土壤汚染の原因となるため、次の通り廃棄物の管理をしている。		*	
	廃棄物の保管管理はどうされていますか	定期的に処分し大量の保管はない ・ 管理していない		
⑨ 敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等が放置されていませんか。	★敷地内での廃棄物、廃車、廃タイヤ等の保管は次の通りです。		*	
	保管状況はどの様にされていますか	所定の場所に分別保管している ・ 放置している		
⑩ 敷地内（作業場、ショールーム、事務所の整理整頓、雑草の除去を定期的に行っていますか。	★作業場、ショールーム、事務所の整理整頓は		*	
	敷地内の雑草の除去は	毎週実施 ・ その他（ ） 毎月1回 ・ （年に 回実施） ・ していない		
⑪ 浄化槽（油水分離層を含む）の清掃を定期的に行っていますか。	★浄化槽（油水分離層）等は、次の通り点検と清掃を行いオイル等の流出防止に努めている。		*	
	定期的に清掃している ・ 清掃していない（理由： ）			
⑫ 一般廃棄物を適正処理していますか。焼却していませんか。	★事業場から排出するゴミ（一般ゴミ）は 分別して排出 ・ 分別していない（理由： ）	★ダイオキシンの原因となる廃棄物の焼却は していない ・ している（理由： ）	*	
	⑬ 苦情対策に努めていますか。★近隣から悪臭・振動・騒音などの苦情は 出していない ・ 出ている（理由： ）			
リサイクル部品の活用	① お客様へのリサイクル部品情報の提供を行っていますか。	★整備の依頼を受けたときに、リサイクル部品の使用が可能な旨の情報の提供は次の通り。		*
		部品情報の提供方法は	カタログ等 ・ 口頭 ・ その他（ ）	
	② リサイクル部品取扱い工場であることの案内や掲示をしていますか。	★フロント等々にリサイクル部品取扱いが可能な旨の掲示、リサイクル部品の現物、カタログ等の例示状況は次の通り。		*
		案内掲示の有無	有 ・ 無	
	③ リサイクル部品入手先の確保、および掲示をしていますか。	リサイクル部品の例示の有無	有（方法： 現物 ・ カタログ等 ・ ） ・ 無	
入手先の有無		有（方法： 部品商 ・ 解体業者 ・ ） ・ 無		
④ リサイクル部品の保証期間の説明をしていますか。	★リサイクル部品の入手が可能な部品販売店等の確保、および入手先の掲示状況は、次の通り。		*	
	入手先の掲示の有無	有 ・ 無		
	★お客様にリビルト部品、リユース部品の保証期間に関する説明状況は次の通り。			
⑤ リサイクル部品の使用状況を把握していますか。	リビルト（再生）部品の場合は	している（方法： ） ・ していない		
	リユース（再使用）部品の場合は	している（方法： ） ・ していない		
★ユーザー等からのリサイクル部品の使用依頼に積極的に応じ、主に次の部品を使用している。		*		
使用した部品名・個数・量				

（附近の見取図を貼付又は別紙添付）

上記の記載内容は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

事業者名

代表者名

印

## 環境保全優良自動車関連事業場申請書

申請年月日	平成 年 月 日	認証番号	指定番号	認定番号
事業者の氏名又は名称		事業場の名称		
住所		住所		
電話		電話		
業種	所属団体	担当責任者 役職又は職名 氏名		
表彰受賞歴	旧運輸支局長等表彰 ( )年度・( )年度	旧近畿運輸局長表彰 ( )年度	新運輸支局長等表彰 ( )年度	

### 表彰基準達成状況表

◎下表の各基準項目に従い、実施状況調査項目欄に必要事項を記入、または該当するものに○をしてください。 \* (チェック欄は記入しないでください)

基準項目	実施状況調査項目	チェック欄
産業廃棄物等	① 許可収集運搬業者、中間処理業者との契約をしていますか。 ★廃棄物処理法に基づき、廃棄物の種類に合致した許可収集運搬業者・中間処理業者との個別の契約状況は次の通り。	*
	収集運搬業者名	
	廃棄物の種類	
	許可番号	
	契約の有効期限	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
	中間処理業者名	
	廃棄物の種類	
	許可番号	
契約の有効期限	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	
② 廃棄物の種類ごとにmanifestoを交付していますか。 (紙・電子)	★紙manifestoはA、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りであり、B1以下の票を廃棄物処理法に基づき、処理業者(収集運搬業者)に渡す義務あり。交付状況は次の通り。	*
	金属類 廃プラ類 廃ガラス 廃油 廃アルカリ(LLC等) 汚泥	
	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	
③ manifestoの交付台帳を作成して、管理と保管をしていますか。また、管理票に関する報告を行っていますか。	★manifesto交付台帳の作成、回付状況、回付されたmanifestoの保管状況は次の通り。	*
	manifesto交付台帳の有無	有・無
	回付状況の管理は	適正に行っている ・ していない
④ 産業廃棄物を分別保管していますか。	★産業廃棄物の分別保管、および保管場所の要件として周囲の囲い、地下浸透防止対策、雨水対策の屋根等の設置、保管場所における種類(品目)ごとの定置場の明示等については次の通り。	*
	廃棄物の分別保管は	している ・ していない(理由: )
⑤ 廃タイヤ、廃バッテリーの適正処理をしていますか。	★タイヤ販売店等、自動車電装品販売店等の個々で構成する適正回収ルート、またはmanifestoを交付して廃棄物処理法に基づく適正処理状況は次の通り。	*
	廃タイヤの処理は	適正回収ルートで処理 ・ manifestoで処理(紙・電子)
	廃バッテリーの処理は	適正回収ルートで処理 ・ manifestoで処理(紙・電子)
⑥ 廃塗料の適正処理をしていますか。	★廃塗料の取扱い状況、および扱う場合は廃塗料からシンナーを取り除く装置を使用する等、適正処理状況は次の通り。	*
	廃塗料の取扱いの有無	有 ・ 無
	有の場合: 廃塗料の処理は	自社保有の除去装置で処理 ・ manifestoで処理(紙・電子)
⑦ 塗料、シンナー等の取扱量を把握していますか。	★PRTTR法に基づき、塗料、シンナー等の取扱量の把握状況は、次の通り。 (※ 従業員数21人以上で、年間の取扱量が1t以上の場合、府等への届出の義務がある。)	*
	把握している ・ 把握していない	
使用済自動車の処理	① 引取業者、フロン類回収業者の登録および「標識」の掲示をしていますか。 ★自動車リサイクル法に基づき、府県市およびリサイクル促進センターに引取業者、フロン類回収業者の事業者登録、並びに登録事業者「標識」または登録通知書の掲示、その他使用済自動車の電子manifestoの交付やフロン類回収・破壊の適正処理の状況は、次の通り。	*
	府・市への登録の有無	引取業者 有( 年 月 日付 号)・無 回収業者 有( 年 月 日付 号)・無
	リサイクル促進センターへの登録の有無	引取業者 有 ・ 無 回収業者 有 ・ 無
	「標識」又は登録通知書の掲示の有無	引取業者 有 ・ 無 回収業者 有 ・ 無
② 電子manifestoを交付し、適正処理をしていますか。	★引取業者の移動報告(引取・引渡)は	自社で行っている (※ 他の業者に委託していないこと)
	フロン類回収業者の移動報告( )は	自社で行っている ・ 他の業者に委託している
	③ フロン類回収・破壊の適正処理、および年次報告をしていますか。	★フロン回収機の保有の有無
	フロン類の回収処理作業は	自社で行っている ・ 他の業者に委託している
	回収量の年次報告の有無	有 ・ 無(年次報告については回収量無しでも報告が必要)

基準項目		実施状況調査項目					チェック欄
環	① 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出量を把握していますか。 ※ 環境家計簿システム以外の方法によりCO <sub>2</sub> 排出量を把握している場合は、そのシステムの内容の判る資料を添付。 ※ 電気、ガス、油脂類の使用量が確認できる領収書等を添付。	★（社）日本自動車整備振興会連合会の環境家計簿等を活用し、CO <sub>2</sub> 排出量の把握状況は次の通り。					*
		環境家計簿システムに登録	している ・ していない（システムで把握している）				
		CO <sub>2</sub> 排出量を把握	年 月～ 年 月の1年間で		kg-CO <sub>2</sub>		
		入庫台数	年 月～ 年 月の1年間で		台		
境	② CO <sub>2</sub> 排出量の削減に繋がる取組みを行っていますか。 ※ 平成21年5月 日整連発行の「地球温暖化防止推進マニュアル」の取組を参考に。	★次の8項目の取組みを実施できる体制を整備している状況は次の通り。					*
		① エアコンプレッサーの圧縮エア漏れの防止体制（有・無）	② 洗車時の節水の実行体制（有・無）				
		③ 温水洗車機の灯油の使用量の削減体制（有・無）	④ 適切な室温の設定・管理体制（有・無）				
		⑤ 照明電力の削減の実施体制（有・無）	⑥ 省エネ機器の活用体制（有・無）				
保	③ エコ整備・点検整備について広報していますか	★CO <sub>2</sub> 削減に効果のある点検整備についての広報の状況は次の通り。					*
		ポスターの掲示 チラシの配布・備付 口頭による説明 その他（ ）					
		④ 自動式車両洗浄施設（門型自動洗車機）の設置状況、および自治体への届出（届出不要の場合を除く）は次の通り。					
		※ スチーム洗浄機は除く。					
全	⑤ 騒音・振動についてコンプレッサー等の設置届出をしていますか。	★騒音規制法、振動規制法により、定格出力が7.5Kw以上のものを設置の場合は自治体への届出の義務があります。その状況は次の通り。（府県市の条例等において基準が異なる場合にはその基準による。）					*
		コンプレッサーの届出の有無		有 ・ 無（コンプレッサーの能力 Kwを使用）			
		⑥ 塗装ブースの設置の届出をしていますか。					
		★労働安全衛生法に従い塗装ブースを設置の場合は、労働基準監督署への有機溶剤設備設置の届出と共に集塵装置等の設置が義務付けられていますが、その状況は次の通り。					
向	⑦ ★作業場や駐車場等に土壤汚染の原因となるオイルやLLC等がこぼれていませんか。				はい ・ いいえ		*
		⑧ ★ごみ箱や廃棄物置場は水質汚濁や土壤汚染の原因となります。廃棄物の保管管理は適切ですか。					
		⑨ ★敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等の保管は適切ですか。					
		⑩ ★敷地内（作業場、ショールーム、事務所の整理整頓、雑草の除去を定期的に行っていますか。					
上	⑪ ★浄化槽（油水分離層を含む）は定期的に点検と清掃を行いオイル等の流出防止に努めていますか。				はい ・ いいえ		*
		⑫ ★一般廃棄物を適正処理していますか。焼却していませんか。					
		⑬ ★苦情対策に努めていますか。近隣から悪臭・振動・騒音などの苦情は出ていませんか。					
		⑭ ★お客様へのリサイクル部品情報の提供を行っていますか。					
リ	①	★整備の依頼を受けたときに、リサイクル部品の使用が可能な旨の情報の提供は次の通り。					*
		部品情報の提供方法は		カタログ等 ・ 口頭 ・ その他（ ）			
		② リサイクル部品取扱い工場であることの案内や掲示をしていますか。					
		案内掲示の有無		有 ・ 無			
サ	③	★リサイクル部品の入手が可能な部品販売店等の確保、および入手先の掲示状況は、次の通り。					*
		入手先の有無		有（方法：部品商 ・ 解体業者 ・ ） ・ 無			
		入手先の掲示の有無		有 ・ 無			
		④ リサイクル部品の保証期間の説明をしていますか。					
イ	④	★お客様にリビルト部品、リユース部品の保証期間に関する説明状況は次の通り。					*
		リビルト（再生）部品の場合は		している（方法： ） ・ していない			
		リユース（再使用）部品の場合は		している（方法： ） ・ していない			
		⑤ リサイクル部品の使用状況を把握していますか。 ※ 過去1年程度の使用実績を記入してください。					
ク	⑤	★ユーザー等からのリサイクル部品の使用依頼に積極的に応じ、主に次の部品を使用している。					*
		使用した部品名・個数・量					
ル	⑤						*
部	⑤						*
品	⑤						*
の	⑤						*
活	⑤						*
用	⑤						*

上記の記載内容は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

事業者名

代表者名

印

